

クラスター弾等の委託廃棄等に関する訓令を次のように定める。

平成22年7月30日

防衛大臣 北澤 俊美

クラスター弾等の委託廃棄等に関する訓令

改正 平成26年 5月30日省訓第36号

令和 2年12月28日省訓第67号

(趣旨)

第1条 クラスター弾等の委託廃棄その他の取扱いについては、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成21年法律第85号。次条及び第6条において「法」という。）及びクラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第38号。第7条及び第8条第2項において「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラスター弾等 法第2条第1項に規定するクラスター弾等をいう。
- (2) 委託廃棄 防衛省以外の者への委託による法第11条第1項に規定するクラスター弾等の廃棄をいう。

(年度計画の作成等)

第3条 幕僚長（陸上幕僚長及び航空幕僚長をいう。以下同じ。）は、委託廃棄を行おうとする場合には、前年度の3月20日までに別記様式第1によりその対象とする年度における委託廃棄に関する計画（以下「年度計画」という。）を作成し、防衛大臣の承認を受けなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があると防衛大臣が認めるときは、この項本文の規定にかかわらず、あらかじめ、別記様式第1により年度計画を作成し、防衛大臣の承認を受ければ足りるものとする。

- 2 幕僚長は、事情の変更その他の事由により、前項の承認を受けた年度計画を変更しようとする場合には、あらかじめ、別記様式第2により申請し、防衛大臣の承認を受けなければならない。

(委託廃棄に係る引渡し又は所持の報告)

第4条 幕僚長は、前条第1項又は第2項の規定により承認又は変更の承認を受けた年度計画（次条第1項及び第8条第1項第1号において「承認年度計画」という。）に基づき委託廃棄のために防衛省以外の者にクラスター弾等を引き渡した場合には、別記様式第3により、直ちに、防衛大臣に報告しなければならない。

- 2 幕僚長は、前項に規定する場合において、防衛省以外の者から当該クラスター弾等を返納され、

所持したときは、別記様式第4により、直ちに、防衛大臣に報告しなければならない。

(引渡し又は所持の承認及び報告)

第5条 幕僚長は、次の各号のいずれかに該当する場合（承認年度計画に基づく委託廃棄に係る場合を除く。）には、あらかじめ、別記様式第5により申請し、防衛大臣の承認を受けなければならない。

(1) 防衛省以外の者にクラスター弾等を引き渡す場合

(2) 防衛省以外の者からの引渡しによりクラスター弾等を所持する場合

2 幕僚長は、前項の承認を受けたクラスター弾等を引き渡し、又は所持した場合には、それぞれ別記様式第6により、直ちに、防衛大臣に報告しなければならない。

(引渡し又は所持の届出)

第6条 防衛大臣は、幕僚長から第4条各項又は前条第2項に規定する報告を受けた場合には、法第11条第2項又は第14条に定めるところにより、経済産業大臣に届け出るものとする。

(帳簿)

第7条 幕僚長は、帳簿を備え、その所持に係るクラスター弾等に関し規則第7条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 幕僚長は、規則第7条第1項各号に掲げる事項が物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第42条に規定する物品管理簿にすべて記載されているときは、当該物品管理簿をもって前項の帳簿に代えることができる。

(数量等の報告)

第8条 幕僚長は、毎年1月31日までに、次の各号に掲げるクラスター弾等の数量等を集計し、別記様式第7により、防衛大臣に報告しなければならない。

(1) その年の前年の1月1日から12月31日までの期間に承認年度計画に基づく委託廃棄のために防衛省以外の者に引き渡したクラスター弾等（当該期間内に委託廃棄が終了したものを除く。）

(2) その年の前年の12月31日の時点において所持していたクラスター弾等

2 防衛大臣は、幕僚長から前項に規定する報告を受けた場合には、規則第8条に定めるところにより、経済産業大臣に報告するものとする。

(運搬委託証明書の発行)

第9条 防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。第11条において「物品管理規則」という。）第7条第1項に規定する分任物品管理官は、その事務の範囲に係る部隊又は機関の長がクラスター弾等の運搬を防衛省以外の者に委託する場合には、当該防衛省以外の者に対し、別記様式第8により、運搬委託証明書を発行しなければならない。

(盗取された場合等の報告)

第10条 幕僚長は、その所持するクラスター弾等が盗取され、又は所在不明となった場合には、直ちに、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(管理換の承認)

第11条 クラスター弾等の管理換（物品管理規則第18条第2項第3号に規定する幕僚長等の指定する部隊等内及び幕僚長等の指定する部隊等間の管理換に該当するものを除く。）は、同項第1

号の防衛大臣の指定する物品の管理換とする。

- 2 第3条第1項の規定に基づき作成された年度計画若しくは同条第2項の規定に基づく年度計画の変更の申請又は第5条第1項の規定に基づくクラスター弾等の引渡し若しくは所持の申請の中にクラスター弾等の管理換が明記されている場合には、第3条第1項若しくは第2項又は第5条第1項の規定に基づく防衛大臣の承認をもって、物品管理規則第18条第2項第1号の規定に基づく管理換についての防衛大臣の承認を受けたものとみなす。

(委任規定)

第12条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

- 2 幕僚長は、前項の規定により必要な事項を定めた場合には、速やかに、その内容を防衛大臣に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年8月1日から施行する。
(防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令の一部改正)
- 2 防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3第5項の表艦船武器課の項に次の4号を加える。

- (32) クラスター弾等の委託廃棄等に関する訓令(平成22年防衛省訓令第32号。以下「クラスター弾等訓令」という。)第3条第1項の規定に基づく年度計画の承認又は同条第2項の規定に基づく年度計画の変更の承認に関すること。
- (33) クラスター弾等訓令第5条第1項の規定に基づくクラスター弾等の引渡し又は所持の承認に関すること。
- (34) クラスター弾等訓令第6条の規定に基づくクラスター弾等の引渡し又は所持に関する経済産業大臣に対する届出に関すること。
- (35) クラスター弾等訓令第8条第2項の規定に基づくクラスター弾等の数量等に関する経済産業大臣に対する報告に関すること。

附 則(令和2年12月28日省訓第67号)(抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1（第3条関係）

令和 年度におけるクラスター弾等の委託廃棄に関する計画書

クラスター弾等の型式					
ロット番号					
数量 (個)	弾数				
	子弹数				
引渡しまでの間の保管場所					
委託廃棄期間					
委託廃棄の方法					
委託廃棄の場所					
その他特記事項					

備考 この計画書は、クラスター弾等の型式ごとに作成すること。

別記様式第2（第3条関係）

令和 年度におけるクラスター弾等の委託廃棄に関する計画の変更申請書

変更事項		
変更内容	新	
	旧	
変更理由		

別記様式第3（第4条関係）

委託廃棄に係るクラスター弾等引渡報告書

引渡しをした年月日		
クラスター弾等の型式		
クラスター弾等のロット番号		
クラスター弾等の数量（個）	弾数	
	子弾数	
相手方の氏名		
相手方の住所		
相手方の許可番号		
運搬者の氏名		
運搬者の住所		

- 備考1 この報告書は、クラスター弾等の型式ごとに作成すること。
- 2 引渡しをした年月日欄には、相手方が受領した年月日を記載すること。
- 3 委託廃棄の相手方が法人であるときは、相手方の氏名欄及び住所欄には、法人名及び代表者の氏名並びに法人の住所を記載すること。
- 4 運搬者が防衛省以外の者である場合において当該者が法人であるときは、運搬者の氏名欄及び住所欄には、法人名及び代表者の氏名並びに法人の住所を記載すること。

別記様式第4（第4条関係）

委託廃棄に係るクラスター弾等所持報告書

返納され、所持をした年月日		
クラスター弾等の型式		
クラスター弾等のロット番号		
クラスター弾等の数量（個）	弾数	
	子弹数	
相手方の氏名		
相手方の住所		
相手方の許可番号		
運搬者の氏名		
運搬者の住所		
返納の理由		

備考1 この報告書は、クラスター弾等の型式ごとに作成すること。

2 委託廃棄の相手方が法人であるときは、相手方の氏名欄及び住所欄には、法人名及び代表者の氏名並びに法人の住所を記載すること。

3 運搬者が法人であるときは、運搬者の氏名欄及び住所欄には、法人名及び代表者の氏名並びに法人の住所を記載すること。

別記様式第5（第5条関係）

クラスター弾等 $\left\{ \begin{array}{l} \text{引 渡} \\ \text{所 持} \end{array} \right\}$ 承認申請書

引渡し又は所持をする年月日		
クラスター弾等の型式		
クラスター弾等のロット番号		
クラスター弾等の数量（個）	弾数	
	子弹数	
相手方の氏名		
相手方の住所		
相手方の許可番号		
理由		

備考1 この申請書は、クラスター弾等の型式ごとに作成すること。

2 相手方が法人であるときは、相手方の氏名欄及び住所欄には、法人名及び代表者の氏名並びに法人の住所を記載すること。

別記様式第6（第5条関係）

クラスター弾等 $\left\{ \begin{array}{l} \text{引 渡} \\ \text{所 持} \end{array} \right\}$ 報告書

承認を受けた年月日及び文書番号		
引渡し又は所持をした年月日		
クラスター弾等の型式		
クラスター弾等のロット番号		
クラスター弾等の数量（個）	弾数	
	子弾数	
所持の方法		
相手方の氏名		
相手方の住所		
相手方の許可番号		
運搬者の氏名		
運搬者の住所		

- 備考1 この報告書は、クラスター弾等の型式ごとに作成すること。
- 2 引渡しの報告をする場合は、引渡し又は所持をした年月日欄には、相手方が受領した年月日を記載すること。
- 3 所持の方法欄については、所持の報告をする場合のみ記載すること。
- 4 相手方が法人であるときは、相手方の氏名欄及び住所欄には、法人名及び代表者の氏名並びに法人の住所を記載すること。
- 5 運搬者が防衛省以外の者である場合において当該者が法人であるときは、運搬者の氏名欄及び住所欄には、法人名及び代表者の氏名並びに法人の住所を記載すること。
- 6 引渡（所持）承認申請書の写しを添付すること。

別記様式第7（第8条関係）

令和 年 末におけるクラスター弾等数量等報告書

クラスター弾等委託廃棄引渡数量等

型式	ロット番号	数量（個）		委託先	備考
		弾数	子弹数		
合 計					

クラスター弾等所持数量等

型式	ロット番号	数量（個）		保管場所	備考
		弾数	子弹数		
合 計					

- 備考1 この報告書は、クラスター弾等の型式ごとに作成すること。
- 2 クラスター弾等委託廃棄引渡数量等の表の備考欄には、委託廃棄に係るクラスター弾等引渡報告書の文書番号を記載すること。
- 3 クラスター弾等委託廃棄引渡数量等の表には、報告の対象期間内に委託廃棄が終了したクラスター弾等の数量等は記載しないこと。
- 4 次のいずれかに該当するときは、クラスター弾等所持数量等の表の備考欄には、当該防衛省以外の者及び当該クラスター弾等の数量を記載すること。
- (1) 委託廃棄のために防衛省以外の者にクラスター弾等を引き渡した場合において当該者から当該クラスター弾等を返納され、所持したとき。
- (2) 防衛省以外の者からの引渡しによりクラスター弾等を所持した場合（(1)の場合を除く。）

証明書番号 _____

クラスター弾等運搬委託証明書

この証明書を携行する者は、自衛隊が所持するクラスター弾等の運搬を委託された者であることを証明する。

令和 年 月 日

発行者 _____

運搬者の氏名	
運搬者の住所	
クラスター弾等の型式	
クラスター弾等の数量	
運搬方法	
証明書の有効期間	
発送地	
目的地	

備考 運搬者が法人であるときは、運搬者の氏名欄及び住所欄には、法人名及び代表者の氏名並びに法人の住所を記載すること。

受領確認	令和 年 月 日 受領者
------	-----------------

備考 運搬を委託された者は、運搬を終了した場合は、この証明書に受領者の確認を受け、速やかに発行者に返却すること。